

初年次教育学会年次大会における、自由研究発表内容と発表者（登壇者）に関する要領 （オンライン対応版）

初年次教育学会大会運営委員会

1. 発表内容について

未発表・未公刊のものに限ります。論文として既に公刊されている内容を、公刊後に学会発表することや、他の学会で発表済みのものと同一内容で発表を行うことは、本学会としては二重投稿・自己剽窃として扱います。ただし、

- ・学位論文のみに含まれる内容については、Web 公開されたものであっても「公刊」ではないとみなしますので、発表は可能です。
- ・既発表のものであっても新たなデータや分析の追加があれば、発表は可能です。この場合は、要旨集原稿において既発表の研究を参考文献として明示して下さい。また、発表及び要旨集原稿において既発表のものと相違点、研究の進展部分について明示するようにして下さい。
- ・自由研究発表の申込み時に、同一内容の研究を学術誌に投稿している場合、あるいは投稿しようとしている場合、発表申込み終了時点で学術誌への論文掲載が内定していなければ、発表可能です。判断に迷われる場合は、学会事務局にお問い合わせ下さい。問い合わせ内容の秘密は厳守します。

2. 発表者（登壇者）について

大会要旨集に発表者（登壇者）として記載されている一人のみが動画において発表を行うことができます。それ以外の方が発表を行うことはできません。したがって発表途中で登壇者（発表者）が交代することも認められません。

機関会員として発表を行う場合で、当該の機関会員を共同発表者として大会要旨集に掲載する場合、その人数は発表者（登壇者）を含めて5名以内である必要があります。かつ、これらの共同発表者と大会に参加される機関会員 5名以内の方は一致している必要があります。すなわち、たとえば大会要旨集に機関会員として5名の記載があった場合で発表者（登壇者）以外の4名は大会には参加しないとしても、当該の機関から他の方が大会に参加しようとする場合には、機関会員の資格ではなく非会員としての参加になります。なお同一の機関に所属している個人会員が共同発表者に加わる場合には、その個人会員には5名以内の人数制約は適用されません。

判断に迷われる場合は、学会事務局にお問い合わせ下さい。

3. 発表者（登壇者）の変更について

大会要旨集に発表者（登壇者）として記載されている方が動画において発表を行ったり、大会期間中の質疑応答に参加できなくなった場合、あらかじめ大会要旨集に当該発表の共同発表者として記載されている方であれば、発表者の交代が可能です。ただし、その共同発表者が、本大会の他の自由研究発表において発表者（登壇者）にならない場合に限り（一人の会員が一つの大会で自由研究発表を行えるのはいずれにしても一件のみです）。また、発表者の交代を希望する場合には、発表動画の提出期限までに大会運営委員会に必ず報告をしてください。自由研究発表のタイトルは、大会要旨集に掲載されているものから変更は一切認められません。発表申込を行う際に、慎重に推敲するようお願いいたします。

以 上